

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の改定にあたって

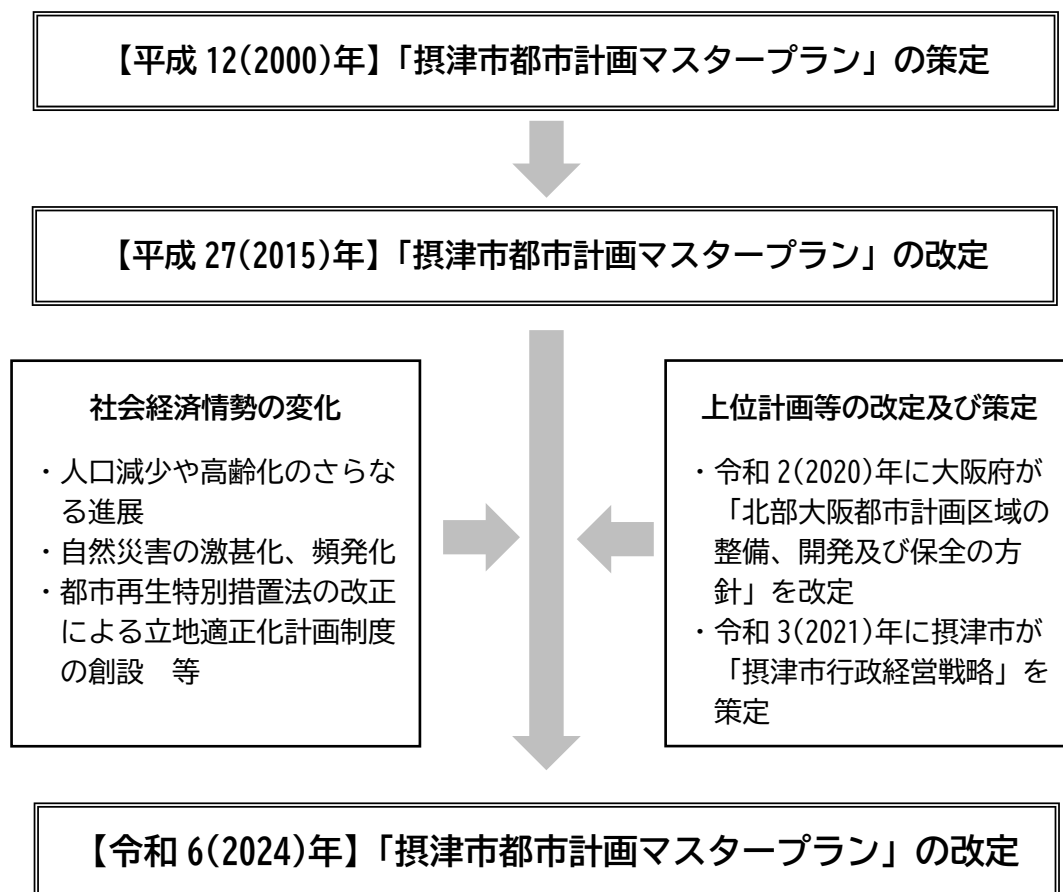
都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

本市では、平成 12（2000）年に「摂津市都市計画マスタープラン」を策定し、「未来をひらき心豊かに住み続けるまち・せつつ」を目標像にまちづくりを進めてきましたが、その後の社会経済情勢の変化や上位計画の改定などを受け、平成 27（2015）年に「みんなでつくる 摂津のまち すごい“わ”」を基本理念とした計画の改定を行い、吹田操車場跡地における北大阪健康医療都市（健都）のまちづくりや JR 千里丘駅西地区の市街地再開発事業、阪急京都線連続立体交差事業等の都市基盤整備を進めてきました。

そのような中、人口減少や高齢化のさらなる進展、自然災害の激甚化・頻発化、都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度の創設など、まちづくりに関わる社会経済情勢が大きく変化しており、上位計画である大阪府の「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が令和 2（2020）年に改定され、本市では令和 3（2021）年に「摂津市行政経営戦略」を策定いたしました。

これらを踏まえ、本市における今後の整備方針を示すため、「摂津市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

■ 改定の経過



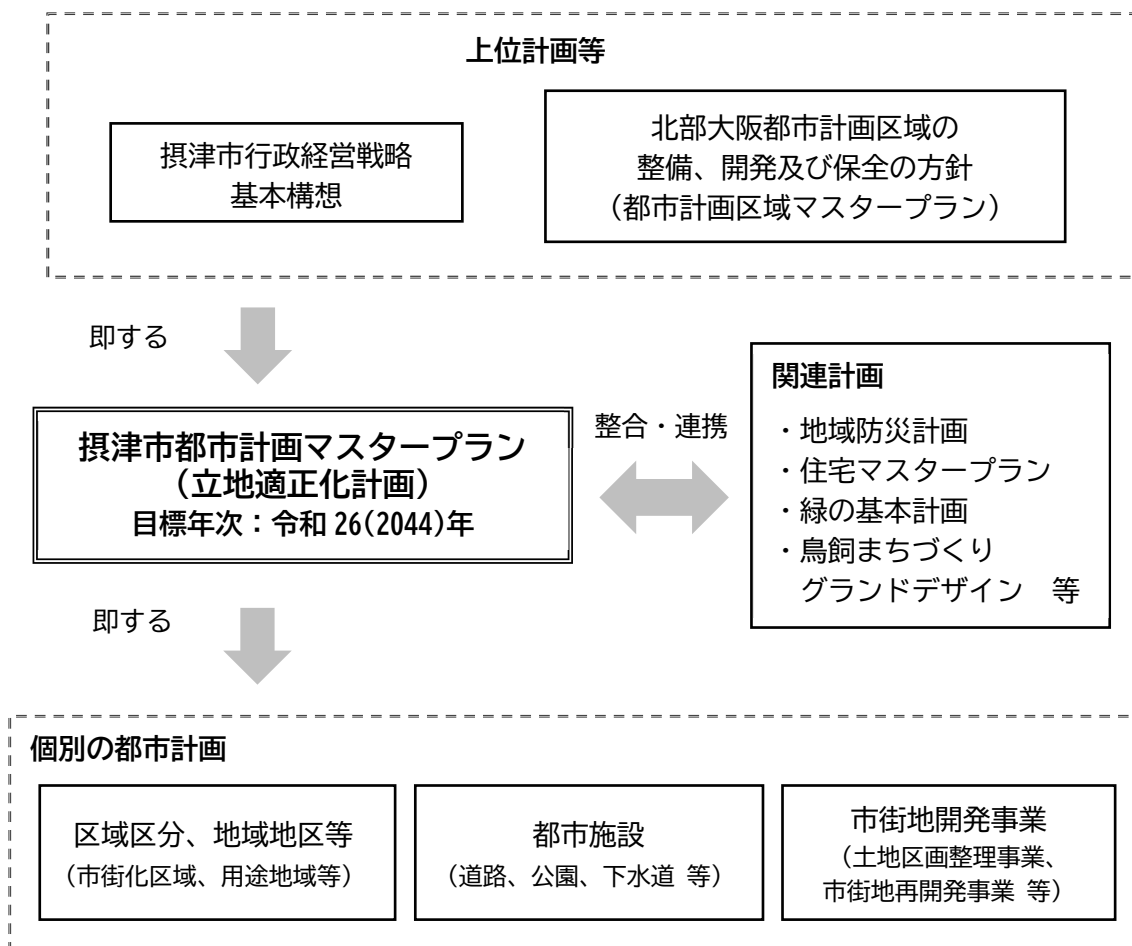
2. 計画の位置付け

本計画は、「摂津市行政経営戦略基本構想」等の上位計画等に即するとともに、本市が定める其他分野における関連計画との整合・連携を図りながら定めるもので、本市における個別の都市計画は本計画に即して決定・変更を行うこととなります。

また、上位計画等にも示されている持続可能なまちづくりの実現をめざすため、都市再生特別措置法の改正を受け創設された立地適正化計画を包含する計画としています。

なお、本計画は概ね 20 年後のまちの将来像を展望した計画であることから、目標年次は令和 26（2044）年としますが、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを検討します。

■ 計画の位置付け



3. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章：都市計画マスタープランとは

- ・本計画の改定の必要性、位置付け等を示します。



第2章：現状の整理

- ・社会潮流や上位計画、都市構造の評価等を行い、本市の現状を整理します。



第3章：基本理念及び目標・将来都市構造

- ・現状の整理結果を踏まえ、本市の計画の方向性を示します。



第4章：全体構想

- ・目標の実現に向け、部門ごとの方針を示します。



第5章：立地適正化計画

- ・立地適正化に向けた誘導区域・誘導施設、防災指針等を示します。



第6章：地域別構想

- ・全体構想等の内容を踏まえて、地域ごとの方針を示します。



第7章：計画の実現に向けて

- ・本計画の実現に向けた進め方を示します。